

21 高建管第 1264 号  
平成 22 年 3 月 30 日

土 木 部 各 課 長  
土木部各出先機関長 様

土木部長

高知県土木部における総合評価方式実施要領及び  
取扱要領の一部改正について

総合評価方式の拡充のため、標記について別添のとおり改正し、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

問い合わせ先：  
土木部建設管理課契約担当  
TEL(088)823-9813  
FAX(088)823-9263

## 高知県土木部総合評価方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する建設工事において、総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）を行うため、その事務取扱いに関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、落札者を決定する方式をいう。

### (総合評価方式の選定)

第3条 総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の特性（規模、工事内容、技術的な工夫の余地等）に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型、高度技術提案型のいずれかとする。

#### (1) 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力等と価格を総合的に評価する。

#### (2) 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。

#### (3) 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するために、周辺環境や交通への影響、安全対策、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格と総合的に評価する。

( 4 ) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るために、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格と総合的に評価する。

( 入札を行うに当たり周知する事項等 )

第 4 条 総合評価方式を適用する場合は、下記の事項をあらかじめ周知しなければならない。

- ( 1 ) 総合評価方式を適用する旨
- ( 2 ) 入札の評価に関する基準
- ( 3 ) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ( 4 ) その他必要と認める事項

( 学識経験を有する者への意見聴取 )

第 5 条 総合評価方式の実施にあたっては、政令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、高知県土木部総合評価委員会の委員 2 名以上から意見聴取を行う。

( 評価項目等 )

第 6 条 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、工事実施上の必要性等の観点から評価項目を設定する。

- 2 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- 3 評価項目に対する評価基準は、性能等を定量的に表示できるものは数値で表すこととし、それが困難な場合には定性的に表示できることとする。

( 総合評価の方法 )

第 7 条 価格及び技術力等に係る評価は、技術提案等に関する各評価項目の得点の合計 ( 以下「評価点」という。 ) を当該入札者の入札価格で除して得られた数値 ( 以下「評価値」という。 ) をもって行う。

(落札者の決定方法)

第8条 総合評価方式では、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(技術提案に関する機密の保持)

第9条 技術提案が各企業の知的財産であることを考慮して、その取り扱いに留意するものとする。

(評価内容の担保)

第10条 落札者の決定に反映された技術提案内容の履行は、監督、検査で確認する。

2 合理的な理由なく前項の履行ができなかった場合は、工事成績評定点の減点等の措置を行う。

(評価結果の公表)

第11条 総合評価方式により落札者を決定したときは、入札者ごとの入札価格及び評価値等を公表する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。